



発行 東京都

目次

30

規則

- 東京都小笠原移住定住促進住宅条例施行規則……………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）……………一
- 東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………二〇
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）……………二六
- 東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則の一部を改正する規則……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）……………二六
- 東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………二七
- 食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………（保健医療局健康安全部食品監視課）……………二七
- 東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）……………二八
- 東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則……………（港湾局港湾経営部経営課）……………二九
- 東京消防庁消防総監委任条項の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）……………二九
- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………三〇
- 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………三三

規則

東京都小笠原移住定住促進住宅条例施行規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十六号

東京都小笠原移住定住促進住宅条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、東京都小笠原移住定住促進住宅条例（令和八年東京都条例第三十五号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この規則で使用する用語の意義は、この規則で定めるものを除くほか、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において「収入」とは、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十五号）第一条第三号の例により算出した額をいう。

（設置の告示）

第三条 条例第三条第三項の規定により告示する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 名称
- 二 位置
- 三 構造及び規模
- 四 戸数
- 五 使用料

（小笠原移住定住促進住宅使用申込書その他必要な書類）

第四条 条例第四条の規定により、小笠原移住定住促進住宅の使用について許可を受けようとする者は、別記第一号様式による小笠原移住定住促進住宅使用申込書を提出しなければならない。

2 使用申込者は、前項の小笠原移住定住促進住宅使用申込書のほかに、使用申込者の資格を証する書類その他使用申込者又はその世帯員に関し知事が必要と認めた書類を提出し、又は提示しなければならない。

（規則で定める親族以外の者の範囲）

第五条 条例第五条第一項第三号及び第二項に規定する規則で定めるものは、次に掲げ

る者とする。

一 届出をしていないが事実上婚姻関係又は養親子関係と同様の事情にある者

二 婚姻の予約者

三 パートナーシップ関係の相手方

(収入要件)

第六条 条例第五条第一項第五号に規定する規則で定める基準の収入は、三十八万七千円以下とする。

(単身使用者に係る小笠原移住定住促進住宅の規格)

第七条 条例第五条第三項ただし書に規定する規則で定める規格は、住戸専用面積が四十四平方メートル未満の規模とする。

(請け書)

第八条 条例第十条第一項第一号に規定する請け書は、別記第二号様式による。

(連絡先変更届等)

第九条 使用者は、条例第十条第一項第一号に規定する請け書に記載された連絡先を他の者に変更しようとするときは、別記第三号様式による連絡先変更届を知事に提出しなければならない。

2 使用者は、条例第十条第一項第一号に規定する請け書又は前項に規定する連絡先変更届に記載された連絡先の住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、直ちに知事に通知しなければならない。

(使用許可書の交付)

第十条 条例第十一条第一項の規定による小笠原移住定住促進住宅の使用許可は、別記第四号様式の使用許可書を交付することによって行う。

2 前項の規定により使用許可書の交付を受けた者は、当該小笠原移住定住促進住宅への入居に当たって、当該使用許可書を監理員に提示しなければならない。

(入居延期の申請等)

第十一条 条例第十一条第三項の規定による申出は、同条第二項に規定する期間内に入居することができない旨を記載した申請書によってしなければならない。

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、条例第十一条第三項の規定に

基づき期間を延長し、又は延長しない旨の通知をするものとする。

3 前項に規定する延長する旨の通知は、別記第五号様式による入居延期許可書によって行う。

(使用料の決定)

第十二条 条例第十二条第一項に規定する規則で定める算定方法により算定した額は、十万五千四百円に次に掲げる値を乗じたものとする。

一 当該小笠原移住定住促進住宅(当該小笠原移住定住促進住宅の共用部分以外の部分に限る。)の床面積の合計を五十六・七平方メートルで除した値

二 建設時からの経過年数に〇・〇〇一を乗じた数を一から引いた値

2 前項により算定した額について、その額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(使用料の収入に応じた減額の基準)

第十三条 条例第十四条第一項に規定する規則で定める基準の収入は、三十一万三千元以下とする。

2 条例第十四条第二項に規定する収入の区分に応じて定める額は、次の表の上欄に掲げる使用者及び同居者の収入の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める額に、前条第一項第一号及び第二号の値を乗じて得た額とする。

使用者及び同居者の収入	額
十萬四千元以下の場合	三萬九千七百円
十萬四千元を超え十二萬三千元以下の場合	三萬九千七百円
十二萬三千元を超え十三萬九千円以下の場合	四萬五千四百円
十三萬九千円を超え十五萬八千円以下の場合	五萬一千二百円
十五萬八千円を超え十八萬六千円以下の場合	五萬八千五百円
十八萬六千円を超え二十一萬四千円以下の場合	六萬七千五百円
二十一萬四千円を超え二十五萬九千円以下の場合	七萬九千円
二十五萬九千円を超え三十一萬三千元以下の場合	九萬一千百円

3 前項に規定する収入の区分に応じて定める額に百円未満の端数があるとき、又はそ

の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 条例第十四条第二項に規定する減額の期間は、減額を開始する日から同日以後最初の三月三十一日までとする。

(使用料減額申請書等)

第十四条 条例第十四条第三項の規定による使用料の減額の申請は、減額を受けようとする年度(四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。)の前年度の七月七日までに別記第六号様式による使用料減額申請書に収入を証明する書類を添付して行わなければならない。

2 第十九条第二項の許可を行う場合において、当該許可に伴い、前項の規定により使用料減額申請書を提出した者及び同居者の収入が前条第四項の減額の期間中に同条第一項の基準に該当しなくなったときは減額を終了し、当該使用者及び同居者の収入が同条第二項の使用者及び同居者の収入の区分を超えて変動したときは減額する額を変更するものとする。この場合において、第十九条第一項の規定により提出された申請書は、使用料減額の再申請書とみなす。

3 前項に定める場合のほか、第一項の規定により使用料減額申請書を提出した者及び同居者の収入が、次に掲げる事由により前条第四項に規定する減額の期間中に同条第二項に規定する使用者及び同居者の収入の区分を超えて変動した場合においては、当該減額の期間中に別記第七号様式による使用料減額再申請書に収入に関する書類を添付して、知事に申請することができる。

一 使用者又は同居者が、退職し、廃業し、転職し、転業し、休業し、又は休業したとき。

二 使用者又は同居者が、死亡し、又は転出したとき。

三 使用者又は同居者が、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第二十八号に規定する障害者又は同項第二十九号に規定する特別障害者に該当することとなったとき。

四 出生により同居者が増加したとき。

五 使用者又は同居者が、扶養親族で使用者及び同居者以外のものを有することとなり、又はその人数が増加したとき。

4 第一項の場合において、第四条第一項の規定により提出された小笠原移住定住促進住宅使用申込書又は第十九条第一項の規定により提出された申請書は、第一項の使用料減額申請書とみなす。

5 知事は、条例第十四条第一項の規定により使用料の減額を行う場合は、当該使用料の減額を受ける者に対して、別記第八号様式による使用料決定通知書兼減額通知書により通知するものとする。ただし、前項の規定により第一項の使用料減額申請書とみなされる小笠原移住定住促進住宅使用申込書を提出した者については別記第四号様式による住宅使用許可書により通知するものとする。

6 第二項の規定により減額する額の変更を行う場合の減額は第十九条第二項又は第三項の規定による同居の許可の日の属する月の翌月から、第三項の規定により減額の再申請があった場合の使用料の減額は同項の規定による減額の再申請の日の属する月の翌月からそれぞれ行うものとし、第二項の規定により減額を終了した場合の使用料の減額は第十九条第二項又は第三項の規定による同居の許可の日の属する月の末日をもって終了するものとする。

(使用料の減免基準等)

第十五条 条例第十五条第一項の規定により、知事が使用料を減額し、又は免除する場合の基準及び額は、東京都管住宅条例施行規則(平成十年東京都規則第二十五号)第十七条第一項から第九項までの例による。

2 知事は、条例第十五条第二項の規定により、新たに入居する小笠原移住定住促進住宅の使用料(第十四条の規定による使用料の減額を受けている場合又は前項の規定による使用料の減額を受けている場合には、当該減額又は減免後の使用料をいう。)の額から従前の小笠原住宅の最終の使用料(小笠原住宅条例施行規則(昭和四十四年東京都規則第八十九号)第十一条の規定による使用料の減免を受けている場合には、当該減免後の使用料をいう。)の額を控除した額に次の表の上欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。

一年以下の場合	入居期間	率
		十一分の十

一年を超え二年以下の場合	十一分の九
二年を超え三年以下の場合	十一分の八
三年を超え四年以下の場合	十一分の七
四年を超え五年以下の場合	十一分の六
五年を超え六年以下の場合	十一分の五
六年を超え七年以下の場合	十一分の四
七年を超え八年以下の場合	十一分の三
八年を超え九年以下の場合	十一分の二
九年を超え十年以下の場合	十一分の一

3 前二項に規定する減免の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を百円に切り上げる。

4 条例第十五条第二項による使用料の減額の申請については、前条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。

(使用料の徴収猶予の期間)

第十六条 条例第十五条第一項の規定により、知事が使用料の徴収を猶予する期間は、一年を超えないものとする。

(保証金の免除又は徴収猶予の基準)

第十七条 条例第十六条第一項ただし書の規定により知事が保証金を免除する場合は、使用者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による住宅扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による住宅支援給付を受けている者である場合とする。

2 条例第十六条第一項ただし書の規定による保証金の徴収の猶予の期間は、一年を超えないものとする。

(共益費の徴収等)

第十八条 条例第十八条第三項の規定により共益費を徴収する場合は、共益費の額、その算出の方法等必要な事項を使用者に通知するものとする。

2 条例第十五条第一項の規定による共益費の免除及び徴収の猶予については、前条の規定を準用する。

(同居許可等の手続)

第十九条 条例第十九条第四項の許可を受けようとする者は、申請書を知事に提出し、許可書の交付を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、当該使用者に係る同居後の収入が、第六条に規定する金額以下であり、かつ、同居しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同居の許可をすることができる。

- 一 同居しようとする者が、使用者又は同居者と婚姻をした者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であるとき又は養子縁組をした者であるとき。
- 二 同居しようとする者が、使用者又は同居者のパートナーシップ関係の相手方であるとき。
- 三 同居しようとする者が、使用者の親族であるとき。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、同居しようとする者が使用者又は同居者の介護その他特別な事情により使用者と同居する必要があると認める場合には、期限を付けて同居の許可をすることができる。

4 前二項の規定にかかわらず、知事は、当該使用者が条例第二十四条第一項各号のいずれかに該当する者であるときは、前二項の許可をしてはならない。

(使用承継の手続)

第二十条 条例第二十三条に規定する使用权の承継の許可を受けようとする者は、当該許可に係る申請書を知事に提出して、許可書の交付を受けなければならない。

(住宅検査員証)

第二十一条 条例第二十六条第三項に規定する証票は、別記第九号様式による。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

小笠原移住定住促進住宅使用申込書

受付月日	年 月 日
受付番号	第 号
受付機関	

年 月 日

東京都知事 殿

現住所	
氏名	

私は、東京都小笠原移住定住促進住宅を使用したいので、関係書類を添えて申し込みます。
 なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用者の決定を取り消されても異議ありません。
 また、許可の上は、申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。
 暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

世帯の構成			現在同居別居の区分
氏名	続柄	生年月日(年齢)	年収
	申込者		
連絡先	所在地	電話	()

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第8条関係)

請 け 書 年 月 日

東京都知事 殿

使用者は、下記住宅の使用許可を受けた上は、東京都小笠原移住定住促進住宅条例、東京都小笠原移住定住促進住宅条例施行規則及びこれらの規定に基づく指示を堅く守り、使用料は、毎月末日までに必ずその月分を支払い、滞納することのないようにします。
 また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

住宅使用料	月 額	円	期 間	
応能減額	月 額	円	期 間	
建替特例減額	月 額	円	期 間	
減額後の使用料	月 額	円		
共 益 費	月 額	円		
建 物 表 示	所 在 地		アパート	号棟 号
	住宅名・番号			
	構 造 規 格	造	建築面積	平方メートル
				量(㎡)か
使 用 者	現 住 所		◎	年 月 日生
	氏名(印)生年月日			

現 住 所		(電話番号)	
フ リ ガ ナ			
氏 名			
連 絡 先			
	使用	1 親	5 勤務先関係
	者との	2 子	6 知人
	関	3 兄弟姉妹	7 その他
	係	4 その他親戚	()

備考
 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
 2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります（連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。）。

(日本産業規格A列4番)

第3号様式(第9条関係)

連絡先変更届

年 月 日

東京都知事 殿

住 所	電話番号 ()
住宅名・番号	アパート 号棟 号
フリガナ	
使用者氏名	㊟

私は、下記のとおり新たに連絡先を定めましたので届け出ます。
 なお、万一使用料等を滞納した場合は、新連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

住 所	電話番号 ()	
	フリガナ	使用者との関係
氏 名	1 親	5 勤務先関係
	2 兄弟姉妹	6 知人
	3 その他	7 その他
	4 その他親戚	()

- 備考
- 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。
 - 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を經由して、使用料等を請求する場合があります（連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。）。

(日本産業規格A列4番)

第4号様式(第10条関係)

表

住宅使用許可書

第 号

氏 名

東京都小笠原移住定住促進住宅条例第11条第1項の規定により、下記のとおり小笠原移住定住促進住宅の使用を許可します。

年 月 日

東京都知事

記

名称・番号	小笠原	アパート	号棟	号
使用料	月額			円
応能減額	月額	円	期間	
建替特例減額	月額	円	期間	
減額後の使用料	月額			円
共益費	月額			円
保証金				円
入居可能の日	年 月 日	年 月 日		
同居を許可する世帯員の氏名	1		6	
	2		7	
	3		8	
	4		9	
	5		10	
使用許可の条件	東京都小笠原移住定住促進住宅条例及び東京都小笠原移住定住促進住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を堅く守ること（例 使用料は、毎月末日までに必ずその月分を支払うこと。）。			

(審査請求及び取消訴訟の提起の教示)

- この使用許可について、不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- この使用許可については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本産業規格A列4番)

裏

小笠原移住定住促進住宅使用許可条件の主な内容

小笠原移住定住促進住宅使用許可条件の主な内容は、次のとおりです。

- 1 許可を受けた世帯員以外の者は、入居しないこと。許可を受けた世帯員以外の者を同居させようとするときは、別に同居申請書を知事に提出し、その許可を受けること（使用者が移転するときは、世帯員は、これと同時に転出すること。）。
- 2 使用者は、許可を受けた世帯員に、出産、死亡又は転出の事実があったときは、速やかに世帯員変更届を提出すること。
- 3 使用者及びその世帯員は、入居可能な日から1月以内に入居すること。
- 4 使用者は、小笠原移住定住促進住宅を転貸し、又はその使用権を譲渡しないこと。
- 5 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者は、知事の許可を受けること。
 - (1) 住宅の模様替えその他の工作を加えようとするとき。
 - (2) 住宅の一部を住宅以外に使用しようとするとき。
 - (3) 住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
- 6 使用者の責めに帰すべき事由により小笠原移住定住促進住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、使用者は、これを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
- 7 次の費用は、使用者が負担すること。
 - (1) 電気、ガス、上水道及び下水道の使用料
 - (2) 障子、ふすま、ガラス、畳等の小修繕（都が修繕するものを除く。）に要する費用
 - (3) し尿、じんかい及び排水の処理に要する費用
 - (4) 給水施設、排水施設、電気施設及び遊戯施設並びに小笠原移住定住促進住宅の廊下、階段その他の部分の使用及び維持に要する費用
 - (5) 前各号のほか知事の指定する費用
- 8 使用料は、毎月末日までに必ずその月分を支払わなければならないが、滞納しないこと。
- 9 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、小笠原移住定住促進住宅の明渡しを請求することができること。
 - (1) 不正の行為により入居したとき。
 - (2) 使用料等を3月以上滞納したとき。
 - (3) 小笠原移住定住促進住宅をみだりに損傷したとき。
 - (4) 正当な理由がなく1月以上小笠原移住定住促進住宅を使用しないとき。
 - (5) 住宅を取得したとき。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき（同居する者が該当する場合を含む。）。
 - (7) 東京都小笠原移住定住促進住宅条例又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が小笠原移住定住促進住宅の管理上必要があると認めるとき。
- 10 使用者は、知事が前項の規定により明渡しを請求したときは、知事の指定する期日までに、当該小笠原移住定住促進住宅を返還しなければならないこと。
- 11 知事は、使用者が前項の期日までに当該小笠原移住定住促進住宅を返還しないときは、当該期日の翌日から起算して返還した日までの使用料等相当額の損害金を徴収すること。
- 12 前3項の規定は、知事が小笠原移住定住促進住宅をその用に供しないと決定した場合に準用すること。
- 13 使用者は、小笠原移住定住促進住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日の15日前の日までに返還届を知事に提出すること。この場合、模様替え、増築部分又は工作物等は、自費で原状に復すること。

第5号様式(第11条関係)

第 号

小笠原移住定住促進住宅入居延期許可書

住宅名	アパート	号棟	号
申請者			

年 月 日付けで申請のあった小笠原移住定住促進住宅への入居の延期については、東京都小笠原移住定住促進住宅条例第11条第3項の規定により、下記のとおり許可します。

年 月 日

東京都知事

記

1 入居期限

年 月 日まで

2 入居の延期を許可する者の氏名

3 期限までに入居しないときは、小笠原移住定住促進住宅の使用許可を取り消し、又は明渡しを請求することがある。

第8号様式(第14条関係)

年度使用料決定通知書兼減額通知書

第 号

名 義 人 番 号

小笠原移住定住促進住宅使用料等について下記のとおり決定したので通知します。
また、東京都小笠原移住定住促進住宅条例の規定に基づき使用料の減額を行うこととしたので通知します。

年 月 日

東京都知事

様

1 あなたが支払う額			
使用料 (1) = (6) - (7)	共 益 費 (2)	合 計 (3) = (1) + (2)	
月額 円	月額 円	月額 円	月額 円

2 所得金額	円
--------	---

所得月額が65,000円以下の方は、申請により、使用料の減額又は免除を受けられる場合があります。

3 使用料の額等				
使用料の額(4)	応能減額の有無	応能減額する額(5)	合 計 額 (6) = (4) - (5)	
月額 円		月額 円	月額 円	月額 円

応能減額とは、収入に応じて設定した負担額まで使用料を減額することをいいます。

4 3の合計額からの減額				
減 額 する 額 (7)	内	訳	減 額 する 理 由	減 額 する 期 間
月額 円	月額 円			
月額 円	月額 円			

（日本産業規格A列4番）

第9号様式(第21条関係)

（表）

職名及び氏名	東京都市小笠原移住定住促進住宅条例第26条第3項の規定による検査員証
年 月 日 生	年 月 日 発行
東京都知事	

8センチメートル

5.5センチメートル

東京都小笠原移住定住促進住宅条例(抜粋)

（裏）

(住宅の検査)
第20条 知事は、小笠原移住定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、監理員又は都職員のうちから知事が指定した者に小笠原移住定住促進住宅の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。

2 前項の検査の場合において、現に使用している小笠原移住定住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該使用者の承認を得なければならない。

3 第1項の規定により、検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第六十七号

東京都小笠原住宅条例施行規則の一部を改正する規則

東京都小笠原住宅条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに条例第十二条第二項の規定に基づき知事が使用料から減額する額」を削る。

第五条第四号及び第五号を削る。

第七条中「請け書」の下に「（条例第二十条の二に規定する定期使用許可に係るものを除く。）」を加える。

第十一条第二項を削る。

第十五条中「東京都支庁設置条例（昭和三十八年東京都条例第六十号）に定める東京都小笠原支庁の長」を「知事」に改め、同条の次に次の六条を加える。

（定期使用許可に係る期間等）

第十五条の二 条例第二十条の二第一項の東京都規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 条例第二十条の二第一項第一号に掲げる場合 小笠原住宅の除却までの間で、小

笠原住宅の除却に係る工事の進捗その他の状況を勘案して知事が認める期間

二 条例第二十条の二第一項第二号に掲げる場合 条例第五条第六項に規定する使用者が移転先の小笠原住宅に入居するまでの間で、小笠原住宅の除却に係る工事の進捗その他の状況を勘案して知事が認める期間

（定期使用許可に関する説明）

第十五条の三 条例第二十条の二第四項の説明は、別記第六号様式による定期使用許可に関する説明書を交付することにより行うものとする。

（定期使用許可に係る請け書）

第十五条の四 条例第二十条の二第四項の説明を受けた使用予定者が、条例第八条第一項第一号の規定により請け書を提出する場合は、別記第七号様式による請け書（定期使用許可）によらなければならない。

（定期使用許可に係る使用許可書の交付）

第十五条の五 条例第二十条の二第一項の規定による小笠原住宅の定期使用許可は、別記第八号様式の使用許可書（定期使用許可）を交付することによつて行う。

（定期使用許可に関する説明を受けた旨の証明）

第十五条の六 条例第二十条の二第五項の規定による書類の提出は、別記第九号様式による定期使用許可に関する承諾書を提出することにより行わなければならない。

（定期使用許可期間満了通知書）

第十五条の七 条例第二十条の二第六項の通知は、別記第十号様式による定期使用許可期間満了通知書により行うものとする。

別表第一を次のように改める。

度	平成十八年				
火造	中層耐				
一トル	六十四・				
	六平方メ				
	六戸				
	四万三千元				

別記第三号様式裏中

〔(7) 東京都小笠原住宅条例又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。〕を

〔(7) 東京都小笠原住宅条例又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、知事が小笠原住宅の管理上必要があると認めるとき。〕

「前日」を「期日」に改める。

別記第五号様式の次に次の五様式を加える。

に

第6号様式(第15条の3関係)

定期使用許可に関する説明書

住所	
使用予定者氏名	様

年 月 日

東京都知事

下記住宅の使用を許可するに当たり、東京都小笠原住宅条例第20条の2第4項の規定に基づきあらかじめ次のとおり説明します。
 下記住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によってその効力が失われますので、必ず期間が満了するときまでに下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

所在地	
住宅名・番号	アパート 号棟 号
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで <small>(ただし、知事は、小笠原住宅の除却に係る工事の進捗その他の状況を勘案し、特に必要があるときは、使用期間を延長することができる。)</small>

(日本産業規格A列4番)

第7号様式(第15条の4関係)

請 け 書 (定期使用許可用)

年 月 日

東京都知事 殿
 使用者は、下記住宅の使用許可を受けた上は、東京都小笠原住宅条例及び東京都小笠原住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づき指示を堅く守り、使用料は、毎月末日までに必ずその月分を支払い、滞納することのないようにします。
 また、下記住宅の使用については、許可の更新がなく、期間の満了によって当該使用許可の効力が失われる旨の説明を受けましたので、必ず期間が満了するときまでに当該住宅を明け渡します。

また、万一使用料等を滞納した場合は、連絡先に滞納の事実を告げられても異議ありません。

記

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで	使用料	円
共用料	月額	円	
建設費	月額	円	
所在地		アパート	号棟 号
建物表示	住宅名・番号	構造	建築面積
			平方メートル 量はほか

使用者	フリガナ	住所	
	氏名		
	生年月日		

連絡先	フリガナ	住所	
	氏名		

(電話番号)

備考 1 緊急の際には、連絡先に記入いただいた方に連絡する場合があります。

2 使用者が使用料等を滞納した場合には、連絡先に記入いただいた方を経由して、使用料等を請求する場合があります (連絡先に記入いただいた方へ使用料等を請求することはありません。)

(日本産業規格A列4番)

第8号様式(第15条の5関係)

(表)

住宅使用許可書(定期使用許可用)

氏名

東京都小笠原住宅条例第20条の2第1項の規定により、下記のとおり小笠原住宅の使用を許可します。

なお、この許可は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われますので、使用者は期間が満了するときまでに当該住宅を明け渡さなければなりません。

年 月 日

東京都知事

記

名称・番号	小笠原	アパート	号棟	号
使用料	月額	円		
共益費	月額	円		
保証金	円			
使用期間	(ただし、知事は、小笠原住宅の除却に係る工事の進捗その他の状況を勘察し、特に必要があると認めるときは、使用期間を延長することができる。)			
入居可能の日	年 月 日	年 月 日まで		
	1	6		
	2	7		
同居を許可する世帯員の氏名	3	8		
	4	9		
	5	10		
使用許可の条件	東京都小笠原住宅条例及び東京都小笠原住宅条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を堅く守ること。 (例 使用料は、毎月末日までに必ずその月分を支払うこと。)			

(審査請求及び取消訴訟の提起の告示)

- この使用許可については、不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3月以内、東京都知事に対して審査請求をすることができます。
- この使用許可については、この許可書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に知事から決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

小笠原住宅使用許可条件の主な内容

- 小笠原住宅使用許可条件の主な内容は、次のとおりです。
- 使用者は、使用許可の期間が満了するときまでに住宅を明け渡すこと。
 - 許可を受けた世帯員以外の者は、入居しないこと。許可を受けた世帯員以外の者を同居させようとするときは、別に同居申請書を知事に提出し、その許可を受けること。(使用者が移転するときは、世帯員は、これと同時に転出すること。)
 - 使用者は、許可を受けた世帯員に、出産、死亡又は転出の事実があつたときは、速やかに世帯員変更届を提出すること。
 - 使用者及びその世帯員は、入居可能の日から1月以内に入居すること。
 - 使用者は、小笠原住宅を転貸し、又はその使用権を譲渡しないこと。
 - 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者は、知事の許可を受けること。
 - 住宅の様態替えその他の工作を加えようとするとき。
 - 住宅の一部を住宅以外に使用しようとするとき。
 - 住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
 - 使用者の責めに帰すべき事由により小笠原住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、使用者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償すること。
 - 次の費用は、使用者が負担すること。
 - 電気、ガス、上水道及び下水道の使用料
 - 障子、ふすま、ガラス、畳等の小修繕(都が修繕するものを除く。)に要する費用
 - し尿、じんかい及び排水の処理に要する費用
 - 給水施設、排水施設、電気施設及び遊戯施設並びに小笠原住宅の廊下、階段その他の部分の使用及び維持に要する費用
 - 前各号のほか知事の指定する費用
 - 使用料は、毎月末日までに必ずその月分を支払わなければならない。滞納しないこと。
 - 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、小笠原住宅の明渡しを請求することができること。
 - 不正の行為により入居したとき。
 - 使用料等を3月以上滞納したとき。
 - 小笠原住宅をみだりに損傷したとき。
 - 正当な理由がなく1月以上小笠原住宅を使用しないとき。
 - 住宅を取得したとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき(同居する者が該当する場合を含む。)
 - 東京都小笠原住宅条例又はこれに基づく知事の指示に違反したとき。
 - 前各号に掲げるもののほか、知事が小笠原住宅の管理上必要があると認めるとき。
 - 使用者は、知事が前項の規定により明渡しを請求したときは、知事の指定する期日までに、当該小笠原住宅を返還しなければならぬこと。
 - 知事は、使用者が前項の期日までに当該小笠原住宅を返還しないときは、当該期日の翌日から起算して返還した日までの使用料等相当額の損害金を徴収すること。
 - 前3項の規定は、知事が小笠原住宅をその用に供しないと決定した場合に準用すること。
 - 使用者は、小笠原住宅を返還しようとするときは、返還しようとする日の15日前の日までに返還届を知事に提出すること。この場合、模様替え、増築部分又は工作物等は、白費で原状に復すること。

第9号様式 (第15条の6関係)

定期使用許可に関する承諾書

年 月 日

東京都知事 殿

使用予定者は、東京都小笠原住宅条例第20条の2第5項の規定に基づき、定期使用許可に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項についての説明を受けたことを証明します。

記

説明事項	1 下記住宅の使用許可は、その更新がなく、かつ、期間の満了によつて当該許可の効力が失われること。 2 期間が満了するときまでに、下記住宅を明け渡さなければならないこと。
所在地	
住宅名・番号	アパート 号棟 号
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、知事は、小笠原住宅の除却に係る工事の進捗その他の状況を勘察し、特に必要があると認めるときは、使用期間を延長することができる。)
使用予定者	住所 氏名 年月日 印 年 月 日生

(日本産業規格A列4番)

第10号様式 (第15条の7関係)

定期使用許可期間満了通知書

年 月 日

名義人番号
-------	-------

住所	
使用者氏名	様

東京都知事

東京都小笠原住宅条例第20条の2第6項の規定に基づき、次のとおり通知します。
年 月 日付 第 号で使用を許可した下記住宅については、期間の満了により許可の効力が失われますので、期間が満了するときまでに住宅を明け渡してください。

記

所在地	
住宅名・番号	アパート 号棟 号
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで

(日本産業規格A列4番)

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第五条第四号及び第五号、第十一条第二項並びに別表第一の改正規定は、東京都小笠原住宅条例の一部を改正する条例(令和八年東京都条例第三十六号)附則第一項ただし書に規定する東京都規則で定める日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都小笠原住宅条例施行規則別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができ。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十八号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則(昭和四十五年東京都規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一修学資金の項中「専門課程」の下に「又は専攻科」を加え、同表就学支度資金の項中「専門課程」の下に「若しくは専攻科」を加え、同表備考に次のように加える。

四 専攻科 法第百二十五条の二第二項に規定するものをいう。

別表第二中「専門課程」の下に「又は専攻科」を加える。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第六十九号

東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則(平成三十年東京都規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式(第7条関係)

文 書 番 号
年 月 日

区市町村長 殿

東京都知事

年度標準保険料率の通知について

東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則第7条の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

1 都道府県標準保険料率

	所得割 (%)	均等割 (円)	18歳以上均等割 (円)
基礎分			
後期高齢者支援金等分			
介護納付金分			
子ども・子育て支援納付金分			

2 区市町村標準保険料率

	所得割 (%)	均等割 (円)	18歳以上均等割 (円)
基礎分			
後期高齢者支援金等分			
介護納付金分			
子ども・子育て支援納付金分			

3 区市町村ごとの算定基準に基づく標準的な保険料率

	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	18歳以上均等割 (円)	平等割 (円)
基礎分					
後期高齢者支援金等分					
介護納付金分					
子ども・子育て支援納付金分					

(日本産業規格A列4番)

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十号

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則(平成二十年東京都規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び平成二十八年度」を「、平成二十八年度及び令和八年度」に、「及び平成二十九年度」を「、平成二十九年度及び令和九年度」に改める。

別記第二号様式、第二号の二様式、第四号様式、第五号様式、第八号様式、第九号様式及び第十一号様式中「四」を削る。

附 則

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十一号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和二十三年東京都規則第三百十号)の一部を次のように改正する。

別記第九号様式(表中「食管・食監」を「食監・食管」に改め、「自動販売機」の次に

「全自動調理機」を加え、同様式(裏中

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

を

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

に

改める。

別記第十二号様式(表)中「食管・食監」を「食監・食管」に改め、「自動販売機」の次に「全自動調理機」を加え、同様式(裏中

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

を

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

に

改める。

別記第十三号様式(表)中「食管・食監」を「食監・食管」に改め、「自動販売機」の次に「全自動調理機」を加え、同様式(裏中

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

を

飲食店のうち簡易飲食店営業の施設	<input type="checkbox"/>	飲食店のうち従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業	<input type="checkbox"/>
ふぐの処理を行う施設	<input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設	<input type="checkbox"/>

に

改める。

附則

- この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の食品衛生法施行細則別記第九号様式、第十二号様式及び第十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加

え、なお使用することができる。

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十二号

東京都霊園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都霊園条例施行規則(平成五年東京都規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「二百九十七万円」を「三百二十万円」に、「百七十六万一千円」を「百七十八万七千円」に、「二百二十五万円」を「二百四十四万四千円」に、「百六十二万三千円」を「百六十四万五千円」に、「二十万五千円」を「二十万七千円」に、「八十四万四千円」を「八十三万六千円」に、「九十五万三千円」を「九十五万八千円」に、「二十三万六千円」を「二十四万二千円」に、「八十七万六千円」を「八十七万一千円」に、「三十二万二千円」を「三十二万一千円」に、「八十九万九千円」を「八十九万一千円」に、「百六十八万三千円」を「百六十八万四千円」に、「六十万八千円」を「六十一万一千円」に、「百五十六万七千円」を「百五十五万四千円」に、「八十九万五千円」を「九十四万円」に、「八十八万七千円」を「九十三万七千円」に、「六十九万九千円」を「七十万九千円」に、「六十四万三千円」を「六十五万五千円」に、「五十万九千円」を「五十二万八千円」に、「三十四万四千円」を「三十四万三千円」に、「三十四万八千円」を「三十四万五千円」に、「三十五万九千円」を「三十五万三千円」に、「四十二万円」を「四十一万一千円」に、「五十一万六千円」を「五十万円」に、「五十九万七千円」を「五十八万三千円」に、「百五十五万二千円」を「百五十万一千円」に、「六万円」を「六万一千円」に、「三万七千円」を「三万八千円」に、「十一万七千円」を「十三万一千円」に、「四万七千円」を「五万三千円」に、

六万一千円	六万四千円
八万一千円	九万一千円

五万三千元
十万六千元
三万五千元
八万三千元
二万七千元
八万一千元
二万七千元

を

五万八千元
十一万二千元
三万七千元
九万六千元
三万二千元
九万五千元
三万一千元

に、「九万二千元」を「十万五千元」に、「三

万円」を「三万五千元」に、「十二万六千元」を「十三万五千元」に、「四万二千元」

を「四万五千元」に、

十八万七千元
二十万一千元
十六万一千元
十二万一千元
十六万一千元
十二万一千元

を

二十万円
十九万三千元
十五万四千元
十一万六千元
十六万二千元
十二万二千元

に、「二万四千元」を

「二万五千元」に、「千三百円」を「千二百円」に、「六千六百元」を「六千九百元」に改める。

別表第二中「七百五十円」を「八百十円」に、「九百三十円」を「千四十円」に、「二千九百二十円」を「三千三百五十円」に、「五千二十円」を「五千五百七十円」に、「四千二十円」を「四千四百五十円」に、「三千十円」を「三千三百四十円」に改める。別表第三中「二千五百三十七円」を「二千六百六十七円」に、「千三十円」を「千八十円」に、「八百四十七円」を「八百六十円」に、「九百三十七円」を「九百九十二円」に、「五百三十円」を「五百五十円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十三号

東京都港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第四百号）の一部を次のように改正する。

別表第二臨港道路の項中「千九百十六円」を「二千二十五円」に、「九百五十八円」を「千八円」に、「五百七十五円」を「六百七円」に、「二百三十円」を「二百四十円」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京消防庁消防総監委任条項の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十四号

東京消防庁消防総監委任条項の一部を改正する規則

東京消防庁消防総監委任条項（昭和二十四年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一号テ中「火災警報」の下に「（火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）第二十九条の三に規定する林野火災の予防を目的とした火災に関する警報を含む。）」を加える。

第十二号中「昭和三十七年東京都条例第六十五号。」を削り、ロをホとし、イをニとし、同号にイからハまでとして次のように加える。

イ 条例第二十九条の二第一項の規定による林野火災に関する注意報の発令に関すること。

ロ 条例第二十九条の二第三項の規定による火の使用の制限に従うよう努めなければならない対象となる区域の指定に関すること。

ハ 条例第二十九条の三の規定による火の使用の制限の対象となる区域の指定に関すること。

附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十五号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

「一回

別表2の項中 一時間未満 二百七十円 を「一回 三百五十円」に、

一時間以上 三百八十円」

「一回

一時間未満 三百六十円 を「一回 四百六十円」に、

一時間以上 五百円」

「一回

一時間未満 二百円 を「一回 二百六十円」に改める。

一時間以上 二百八十円」

別表5の項を次のように改める。

5	救出救助手当	(1) 火災、自然災害、交通、爆発、水難その他の災害における要救助者の救出救助業務等に従事した職員	日額 二百六十円 (即応対処部隊及び消防救助機動部隊に所属する職員には、百六十円を加算する。)	一回 八百四十円
		(2) 潜水業務に従事した職員		一回 八百四十円

(3) 火災、自然災害、交通、爆発、水難その他の災害における要救助者の救出救助業務に従事した職員（救出救助された者が明らかに死亡していた場合に限る。）

一回 四百六十円

(4) 火災類を用いる業務に従事した職員

一回 四百六十円

(5) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において、同法第二条各号に掲げる国際緊急援助活動（以下「国際緊急援助活動」という。）に従事した職員

日額 二千六十円

(6) 災害対策基本法第六十条、第六十一条又は第六十三条、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における活動に従事した職員

日額 千八十円

(7) 消防組織法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条

する。ただし、山岳地帯、水上等で五名で救出救助することが困難である場合は、八名を限度とする。

イ 救出救助された者が明らかに死亡していた場合は、次の基準による。
ア 腐乱等
a れき断
され、若しくは臓器等が露出し、又は衝撃のため原形をとどめないほど損傷したもの
b 腐敗が進行して表皮が容易にはく脱する状態又はこの状態より更に死後経過が進行したもの（白骨死体を除く。）
c 火災に

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則
 火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。
 第十一条の四の六第二項第三号口中「及び回収」を削る。

第十六条中「第五号」を「第六号」に改める。
 第二十二條第二項第三号口中「及び回収」を削る。
 別記第十号様式中

行為の区分	1 揚煙行為等（火災予防条例第60条第1号）	2 水道断滅水（同条第3号）
	3 道路工事（同条第4号）	4 露店等の開設（同条第4号又は第5号）

を

行為の区分	1 揚煙行為等（火災予防条例第60条第1号又は第6号）	2 水道断滅水（同条第3号）	3 道路工事（同条第4号）	4 露店等の開設（同条第4号又は第5号）
-------	-----------------------------	----------------	---------------	----------------------

に改め、同様式備考2中「行為」の次に「又は「裸火を使用し、かつ、

火粉が周囲に飛散する行為」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の火災予防条例施行規則別記第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定 価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 七〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

